

事務手順	取扱要領
①受付	<p>○ 証券・利賦札を滅紛失した旨の申出を受けたときは、証券（利賦札）滅紛失届を提出させる。</p> <div data-bbox="1235 488 1401 573" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">滅紛失届 記載例参照</div> <p>* 滅紛失届と同時に残存証券が提出されたときは、これを請求者に返し、支払（交付）請求書提出時まで保管するよう伝える。</p> <p>○ 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。</p> <p>● 滅紛失の申出だけで即日滅紛失届が提出されないときは、印鑑票の余白に「支払停止○年○月○日滅紛失申出」と赤色で表示する。</p> <div data-bbox="616 952 1307 1238" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">引揚者特別交付金国庫債券 慰労金国庫債券のとき 特別葬祭給付金国庫債券</p> <p>引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間10年）の適用があるので、特殊事例610を参照のうえ取扱うこと。</p> </div>
②審査など	<p>○ 滅紛失届に必要な事項が明りょうに記載されており、証券の要項、届出人の住所・氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。</p> <p>* 滅紛失届の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続きをする。</p> <p>⇒ 429参照・同時請求の取扱</p> <p>○ 印鑑票の該当支払期欄に支払表示があるにもかかわらず滅紛失の届出があったときは、届出人に対し元利金を受領していないかどうかを確かめ</p> <p>● 受領済の回答があったときは、滅紛失届を訂正または取下げさせる。</p> <p>● 未受領または不明の回答があったときは、滅紛失届の下部余白にその回答の内容を記載する。</p>

③証券（利賦札）
減紛失届（写）
の作成など

- 減紛失届の処理欄に店名・受付日付を表示する。
⇒ 141②参照・受付証券類への店名などの表示
- 減紛失届の（写）を作成する。
 - 届出印が鮮明に写らないときは、減紛失届（写）に押印を受ける。
 - * 減紛失届が郵送されてきた場合など、減紛失届（写）に上記の押印が受けられないときは、印鑑票のコピーを添付する方法でよい。
- 減紛失届（写）は、受付日付順に整理し、以後結末までの必要事項を記録する。
 - 結末のついた減紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。

④減紛失届などの送付

- 減紛失届・印鑑票を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
⇒ 415①参照・印鑑票の送付
- 減紛失届（写）の処理欄に「印鑑照合・減紛失届送付日付」を表示する。
⇒ 送付する印鑑票（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配布分）の取扱については、231④参照

印鑑票送付書
記載例参照

減紛失届の記載例

相続による記名変更の請求と同時に届出のとき

書式 No. 203 宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄にご記入下さい。

注意 支払期日欄は

- ① 最終支払期日までの利賦札を連続してなくしたときは、「年 月 日渡以降」と記載して下さい。
- ② 一部の利賦札をなくしたときは、当該利賦札の支払期日を「年 月 日渡」または「年 月 日渡～年 月 日渡」と記載して下さい。

証券（利賦札）減紛失届

~~日本銀行~~ 銀行 ○○支店

(日付) 17. 10. 3

御中

郵便番号	××× - ××××
住所	横須賀市衣笠栄町2-5
電話番号	0468 - 22 - 1234
氏名	甲野太郎 相続人 ② 甲野花子

③ 捨印
甲野

①

下記証券（利賦札）を減紛失しましたから届けます。

国債名称 第四回特別用慰金国庫債券	記名 ④ 甲野太郎
記号 い	元利金(償還金)支払場所 ○○銀行○○支店
証券の券面種類 300 千円券	証券の番号(右詰で記入) 1 : 2 : 3 : 4 : 5 : 6 : 7
	減紛失した利賦札の内訳 支払期日 8年6月15日渡以降 ⑤ 3 枚

(取扱機関処理欄)

日本銀行本支店または代理店 受付印(店名・日付) ⑥ 17. 10. 3 ○○銀行○○支店	業務局 受付印
印鑑票取戻通知書送付日付	審査
印鑑照合、減紛失届送付日付	入力
支払(交付)請求書 案内書送付日付 受付日付	更新結果 OK エラー
代証券 支払通知書 受入日付	代証券発行日
代証券交付(送付)日付	支払通知書送付日付
支払通知書送付日付	発見届受付日付
⑦ 同時請求 各請求書等はそれぞれ同時に提出すること	支払場所変更 改印 住所変更 記名変更 住所変更 支払通知書発行日 発見届受付日

減紛失届(写)の記載例

印鑑票取戻通知書送付日付	
印鑑照合、減紛失届送付日付	17. 10. 3
支払(交付)請求書 案内書送付日付 受付日付	18. 1. 4 18. 1. 11
代証券 支払通知書 受入日付	18. 1. 18
代証券交付(送付)日付	18. 1. 19
支払通知書送付日付	
発見届受付日付	
⑦ 同時請求 各請求書等はそれぞれ同時に提出すること	支払場所変更 改印 住所変更 記名変更 住所変更

- ① 新記名者または法定代理人等以外の者から届出を受けたときは、新記名者または法定代理人等が作成した委任状を添付する。
- ② 新記名を記載する。
 - 相続のときは、相続人の旨を記載する。
- ③ 捨印を押す。
- ④ 現記名を記載する。

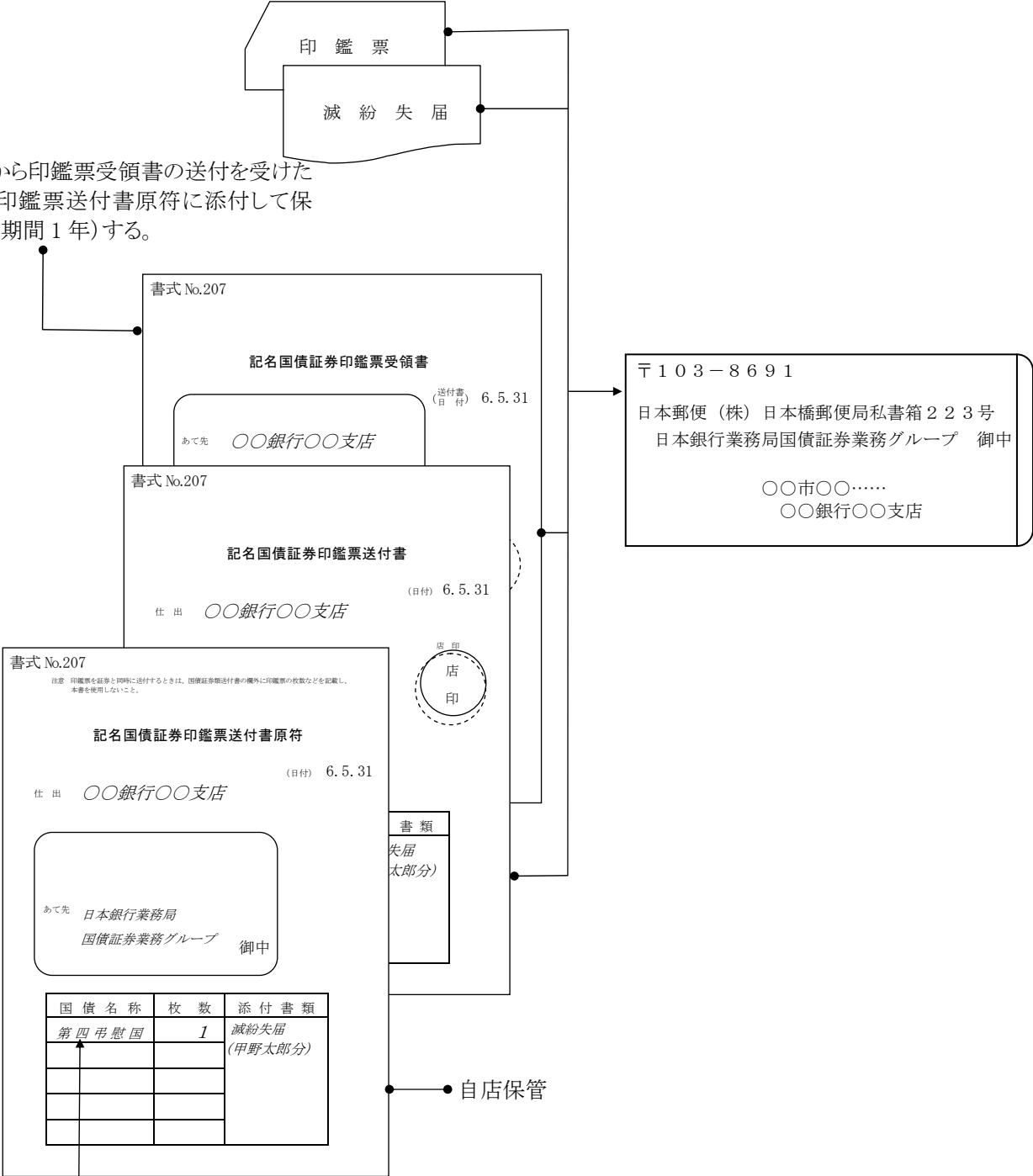
「○年○月○日渡～
○年○月○日渡」または「○年○月○日渡」とする。

 - 印鑑票に表示された年月日どおりに記載する(改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない)。
- ⑥ 店名・受付日付を表示する。
- ⑦ 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。

⇒ 429参照・同時請求の取扱

印鑑票送付書の記載例

業務局から印鑑票受領書の送付を受けたときは、印鑑票送付書原符に添付して保管(保管期間1年)する。



国債名称は略称で記載してよい。

⇒ 120参照・用語の解説・略称